

平成30年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 平成30年4月18日

自治体名 (福祉事務所名)	珠洲市 (珠洲市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成29年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			72.2%	80.0%	39.7%	40.3%
<p><現在の状況></p> <p>1. 先発医薬品を調剤した事情 平成29年6月基金審査分のレセプトから、「後発医薬品を調剤しなかった者」を抽出したところ、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 患者の意向: 0件 ② 保険薬局の備蓄: 0件 ③ 後発医薬品なし: 0件 ④ その他: 32件(12医療機関、30人) <p>2. 関係機関への説明の状況 被保護者の医薬品使用数量の7割程度を占める珠洲市総合病院に聞き取りを行った結果、有効成分が同じであっても添加物、製法、形状など先発品と完全一致しない後発医薬品の効果や安全性について、医師が医学的知見から疑問視している旨の回答を得ている。</p>			<p><対応方針></p> <p>服薬指導の実施</p> <p>○ 服薬指導が必要な者についてリストを作成のうえ、先発薬が処方されている理由を確認し、適宜必要な指導助言を行う。</p> <p>関係機関への説明</p> <p>○ 当市の使用促進の状況について管内医療機関に説明し、生活保護制度では原則後発医薬品を使用する旨について協力を求める。併せて、使用率が低い場合は、各医療機関毎に使用率を記載した啓發文書を送付する。</p> <p>薬局における備蓄について</p> <p style="text-align: center;">特段なし</p> <p>その他</p> <p>○ 年1回、被保護者に対して後発医薬品使用の理解を求めため、リーフレットを利用し、後発医薬品の効能や安全性について、周知を行っている。</p>			
<p><使用促進が進んでいない原因></p> <p>上記の状況に加え、管内には院内処方を行う医療機関のみであることも影響しており、後発医薬品使用促進に係る取り組みが進んでいない。</p>			<p><備考></p>			

※ 平成30年度までに80%達成を目指す。